

「第2期大阪市スポーツ振興計画施策にかかる有識者会議」傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、第2期大阪市スポーツ振興計画施策にかかる有識者会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は10名とする。ただし、座長が必要と認めるときは、定員を変更することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開始の30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において座長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場するものとする。

3 前項の受付は、定員になり次第終了する。

(傍聴者の遵守事項)

第3条 傍聴者は会場においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (7) 会場においては、座長又は事務局の指示に従うこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第4条 傍聴者が第3条の規定に違反したときは、座長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

2 傍聴人は、座長から退場を命じられた場合は、速やかに会場から退場しなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、座長がこれを決定する。

附 則

この要領は、令和4年10月3日から施行する。